

旭市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年7月15日

旭市長 明智忠直

旭市告示第114号

旭市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 旭市国土強靱化地域計画を策定するにあたり、旭市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、旭市国土強靱化地域計画に関する事項について検討、提言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、16人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 各種団体を代表する者 7人
- (3) 市民 4人（うち、2人は公募による。）
- (4) 関係行政機関の職員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。